

令和3年7月13日
道路局 路政課
道路交通管理課

限度超過車両の新制度の運用の詳細を決定しました

道路法（昭和27年法律第180号）に創設された「限度超過車両の新たな通行制度」について、令和4年4月1日から運用を開始することとし、運用に先立ち、手数料や必要な手続等の詳細を決定し、公表いたしました。

1. 概要

<車両制限令の一部を改正する政令（改正車限令）関係>

車両の登録や通行可能経路の確認に関する手数料を定める改正車限令が、7月6日に閣議決定され、7月9日に公布されました。

※ 政令の内容は7月6日発表のとおり（https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001468.html）

<道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（特車省令）関係>

限度超過車両の通行に係る手続及び指定登録確認機関の指定の申請に必要な手続等について定めた特車省令が、7月9日に公布されました。

<政令関連告示関係>

改正車限令で定めた通行可能経路の確認に関する手数料のうち、出発地及び目的地が一の都道府県の区域内におさまる場合の手数料の特例を定めた告示が、本日公布されました。

2. スケジュール

公布日：令和3年7月9日（金）（改正車限令、特車省令）

令和3年7月13日（火）（政令関連告示）

施行日：令和4年4月1日（金）（改正車限令、特車省令、政令関連告示）

（別添参考資料）

- （参考①）物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設について
- （参考②）新たな確認制度の手数料について
- （参考③）通行可能経路の確認方法について
- （参考④）特殊車両通行制度の比較について

問い合わせ先

国土交通省 代表番号：03-5253-8111

F A X：03-5253-1616

道路局 路政課 山内、伊賀本、田原

（内線：37333、37334 直通：5253-8480）

道路交通管理課 山口、田中

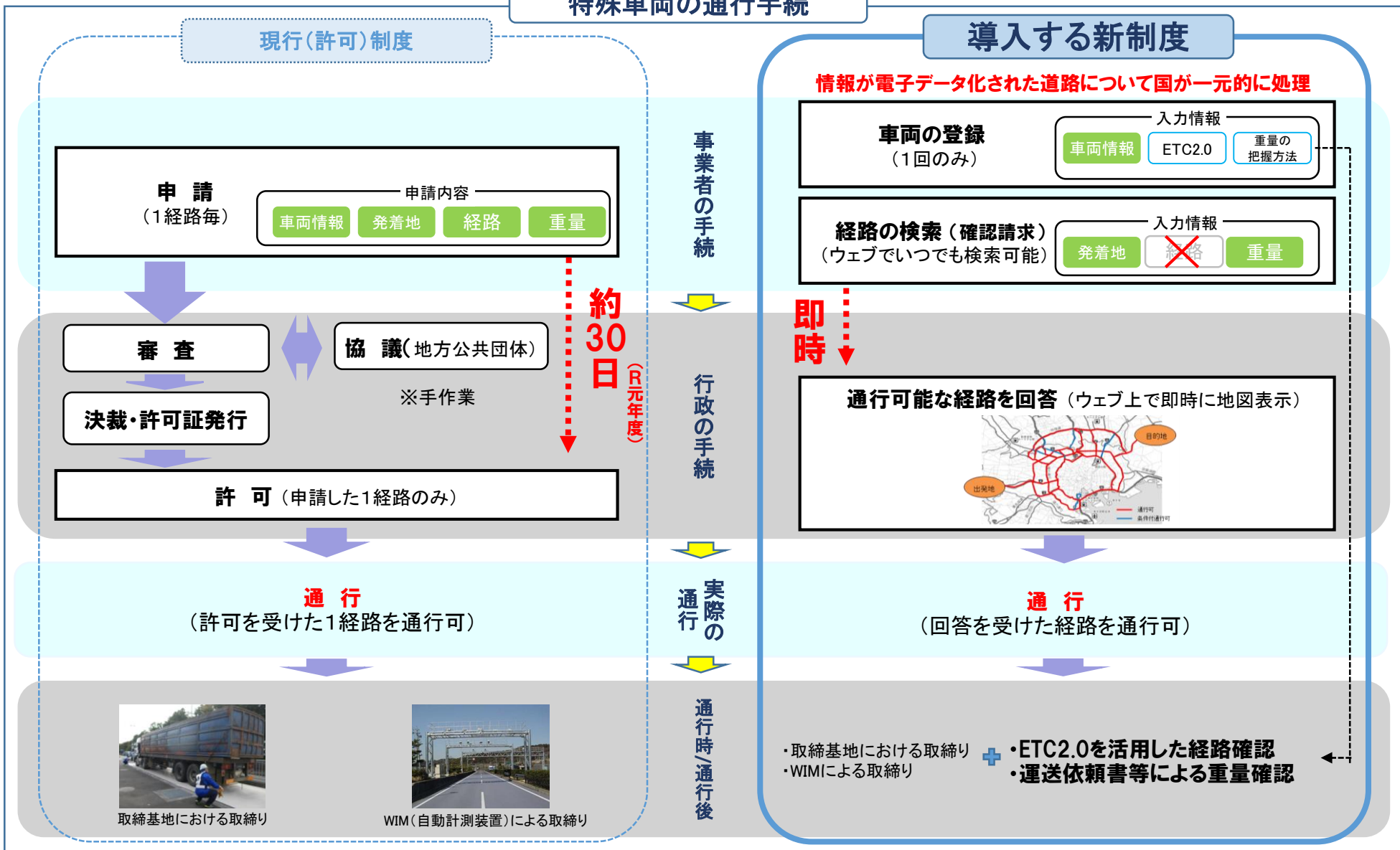
（内線：37436、37414 直通：5253-8483）

物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設について

デジタル化の推進による新たな特殊車両通行制度の導入

道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により創設
(公布:令和2年5月27日 施行:令和4年4月1日)

特殊車両の通行手続



※国土交通大臣は、登録等の事務を一定の要件を満たす法人に行わせることが可能

新たな確認制度の手数料について

登録の手数料

申請1件(1台)につき 5,000円 (5年間有効)

確認の手数料

確認1件につき 600円

※2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認。

○申請者の多様なニーズに対応するため、検索範囲を限定した確認方法にも対応

【検索範囲を都道府県内に限定して確認する場合】

確認1件につき 400円 (1都道府県あたり)

※都道府県内の主要道路すべてを一括して検索・確認。(主要道路=重要物流道路・大型車誘導区間)

※接続する都道府県を同時に確認する場合、5県目からは300円/県、15県目からは200円/県)

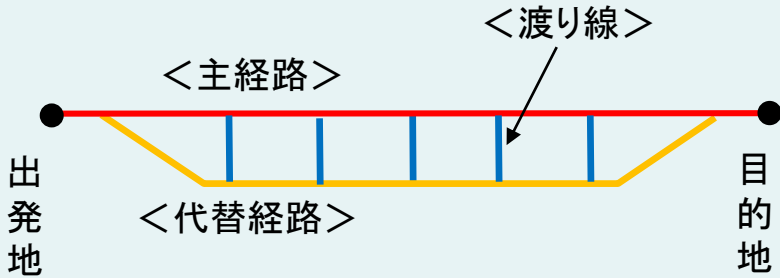
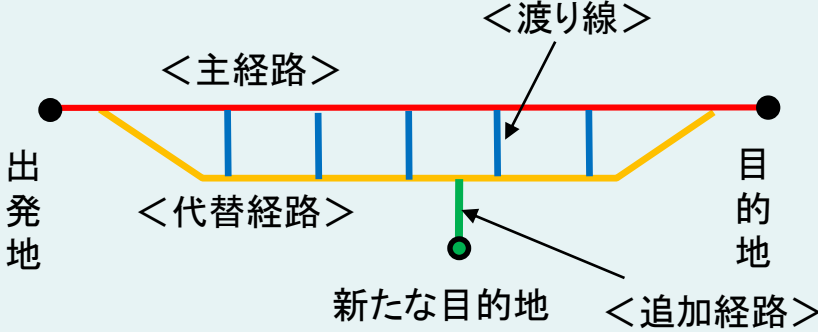
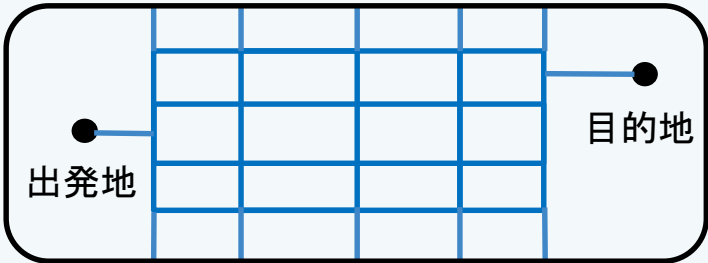
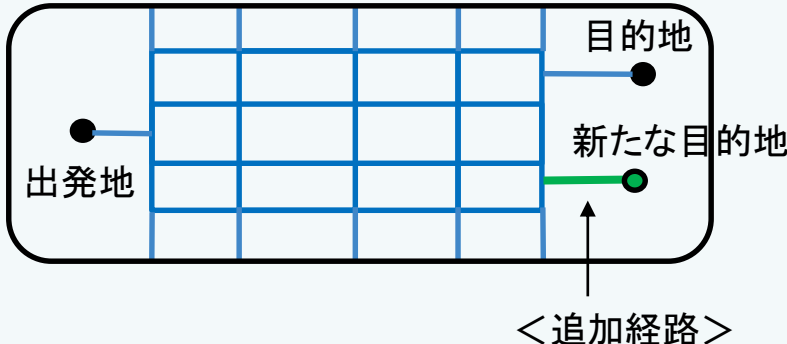
【一度確認した経路に追加して経路を確認する場合】 (※目的地や経由地の追加等を想定)

確認1件につき 100円 (経路延長10kmまで)

※延長が10kmを超える場合は、10kmごとに100円

通行可能経路の確認方法について

通行可能経路の確認方法は、①経路検索 と ②マップ検索(都道府県単位) があり、利用者の通行形態に応じて選択可能。
 さらに、一度確認した通行可能経路に追加して、経路を確認することも可能。

確認方法	内 容	基本的な検索	追加的な検索(手数料は別途)
経路検索※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出発地から目的地までの 主経路 と 代替経路 (それぞれ双方向)を確認 ○ 主経路・代替経路をつなぐ 渡り線(双方向)もあわせて確認 		
マップ検索※ (都道府県単位)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出発地、目的地を含む 都道府県内の道路網を確認 		

※ いずれも一年間有効とし、中間部分(ラストマイル以外)は、主要道路(重要物流道路・大型車誘導区間)を確認

特殊車両通行制度の比較について

新たな確認制度は、現行許可制度と比較して、**使い勝手が良い(早い、簡単、便利) 手続き** となっている。
 現行許可制度 1経路 200円 ⇒ 新たな確認制度 1件 (主経路・代替路・渡り線) 600円

現行許可制度

- 審査に時間がかかる
[申請から許可まで約30日※]
- 申請手続きが煩雑
[申請者が経路を細かく指定]
[申請の都度、車両諸元を入力]
- 許可経路が固定的
[1経路(片方向)ごとに許可]



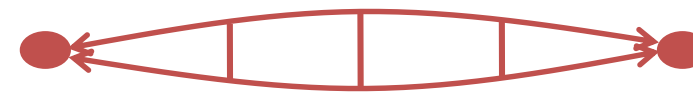
- すべての道路、すべての車両に対応

許可の手数料
 1経路につき 200円
 (道路管理者が複数にまたがる場合)

※令和元年度実績

新たな確認制度

- 早い
[オンラインシステムで即時に確認]
- 簡単
[システムが自動的に経路を検索]
[車両登録は初めの一回だけ]
- 便利
[複数経路(双方向)を一度に確認]



※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に

- 情報が電子データ化された道路、登録基準値内の重量・寸法の車両に対応

確認の手数料
 1確認につき 600円
 (基本検索の場合。別途、登録手数料が必要)

車両の通行の許可の手続等を定める省令及び道路法施行規則 の一部を改正する省令案について

I. 改正の背景

令和 2 年 5 月 27 日に公布された道路法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 31 号。以下「改正法」といいます。）により、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」といいます。）等が改正されました。

現在、車両の構造が道路構造の基準に適合しない特殊な車両（以下「限度超過車両」といいます。）を通行させようとする場合、個別審査を通じて通行の許可を行っているところ、改正後の法により、あらかじめ登録を受けた限度超過車両の通行の可否については、当該車両を道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないように通行させることができる経路（以下「通行可能経路」といいます。）の有無を即時に確認することが可能になります。

また、限度超過車両の登録等の事務については、可能な限り専門性の高い外部機関に担わせることで、より効率的に執行するため、国土交通大臣の指定を受けた指定登録確認機関が、国土交通大臣に代わり一定の業務を行うことが出来ることとなります。

改正法は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、施行にあたり「車両の通行の許可の手続等を定める省令」及び「道路法施行規則」を改正し、国土交通省令に委任された事項及び法を実施するために必要な事項に関する規定の整備を行います。

II. 改正の概要

1. 限度超過車両の通行手続関係

- (1) 電子情報処理組織の使用（法第 47 条の 5、法第 47 条の 7、法第 47 条の 8、法第 47 条の 10 関係）

限度超過車両の登録の申請、通行可能経路の有無の確認の求め等を行う場合は、電子情報処理組織を使用して行うこと等とします。

- (2) 登録に係る車両の幅等の基準（法第 47 条の 6 関係）

登録を受けることができる限度超過車両の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準を次のとおり定めます。

(ア) 幅 3.5メートル以下

(イ) 重量

・フルトレーラ連結車及びダブルスにあっては 163.6 トン以下

- ・セミトレーラ連結車にあつては143.6トン以下
 - ・上記以外に掲げるもの以外の車両にあつては135.1トン以下
- (ウ) 高さ 4.3メートル以下
- (エ) 長さ
- ・フルトレーラ連結車及びダブルスにあつては21メートル以下
 - ・セミトレーラ連結車にあつては20メートル以下
 - ・上記以外に掲げるもの以外の車両にあつては16メートル以下
- (オ) 最小回転半径 車両の最外側のわだちについて12メートル以下
- (3) 通行経路に係る記録の保存の方法の基準
- 限度超過車両の通行経路の記録の保存方法は、限度超過車両に搭載されたETC 2.0車載器を用いて行われるものであることとします。
- (4) 積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法の基準（法第47条の6関係）
- 積載する貨物の重量をその積卸しの日時・場所とともに確認できるよう記録したものととして国土交通大臣が定める書類又は電磁的記録を、登録車両を確認の求めの回答の内容に従って通行させた日から1年間保存するものであることとします。
2. 指定登録確認機関関係（法第48条の46、法第48条の52、法第48条の53関係）
- (1) 指定登録確認機関の指定の申請にあたり、国土交通大臣へ提出する申請書の記載事項として名称・住所等を、必要な添付書類として定款・登記事項証明書等を定めます。
- (2) 登録等事務に関する規程（以下「登録等事務規程」といいます。）の認可申請手続として、申請書に登録等事務規程を添え、国土交通大臣に提出することを定めるほか、登録等事務規程の記載事項として、登録等事務を行う時間及び休日に関する事項、手数料の収納の方法に関する事項等を定めます。
- (3) 帳簿の記載事項として、登録の申請をした者の氏名又は名称及び住所等を定めるほか、帳簿の保存方法・期間、登録等事務に関する書類とその保存方法・期間を定めます。

Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

施 行	改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和4年5月26日を超えない範囲内において政令で定める日）
-----	--